

令和5年12月11日

各関係団体 御中

厚生労働省
国税庁
デジタル庁

マイナポータル連携等を活用した確定申告・年末調整の推進について (周知協力依頼)

平素より医療行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

政府では「デジタル行財政改革会議」を開催し、「急激な人口減少社会への対応として、利用者起点で我が国の行財政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共手続等の維持・強化と地域経済の活性化を図り、社会変革を実現する」こととしています。

各府省庁では、これまでも事業者の皆様を含む国民の利便性の向上を目指しながら、公共手続等のデジタル化に取り組んできたところです。

今般、「事業者のデジタル化等に係る関係省庁連絡会議」が政府内に設置され、政府全体での連携・協調を図りながら、これまで以上に公的手続等のデジタル化に関する取組みを加速させていくこととされており、厚生労働省としてもデジタル庁や各府省庁と連携しながら、各府省庁が所管する公共手続等のデジタル化に係る周知広報等を行っていくこととしております。

こうした中で、まずは税務手続の中で令和6年2月から開始する「確定申告における給与情報の自動入力」等について、多くの納税者の方々に利便性の向上を実感していただく観点から、貴団体を通じた事業者の皆様への着実な周知が必要不可欠だと考えておりますので、次の内容について、会員各位への周知にご協力賜りますようお願い申し上げます。

1. マイナポータル連携等を活用した確定申告の推進

(1) 確定申告における給与情報の自動入力について

令和5年分の所得税の確定申告（令和6年2月）から、マイナポータルを通じて従業員等の確定申告書に自動で入力される仕組みが開始します。この仕組みを利用することで、従業員等は源泉徴収票に記載された情報を入力することなく、より簡単・便利に確定申告を行うことができますようになります。

従業員等がこの仕組みを利用するためには、給与支払者である事業者の方から「給与所得の源泉徴収票」をe-Taxで提出していただく必要があります。

このため、貴会におかれましては傘下の会員各位に対して、別添1の配布を通じて、「給与所得の源泉徴収票」のe-Taxによる提出を周知していただくなどの御協力をお願い申し上げます。

なお、500万円以下の給与に係る給与所得の源泉徴収票でも、e-Taxで御提出いただいた場合には、自動入力の対象となります。また、給与情報を正しく連携するためには、給与所得の源泉徴収票に記載する支払を受ける方のマイナンバー、氏名（カナを含みます。）、住所、生年月日等を正しく記載いただく必要がありますので、併せて周知していただきますようお願い申し上げます。

別添1 「給与所得の源泉徴収票を e-Tax で提出すると、従業員の方の確定申告が更に簡単に!!」
(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/pdf/0023008-104.pdf>)

(2) 「税務署に行かずにできる確定申告」(自宅からの e-Tax の利用)について

確定申告をする際には、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用することができます。「確定申告書等作成コーナー」では画面に表示される案内に沿って金額等を入力することで所得税、消費税及び贈与税の申告書の作成が可能となっており、作成した申告書をそのまま e-Tax により送信できます。

また、マイナンバーカードを活用することで、マイナポータル連携を利用した各種控除証明書や給与情報の自動入力が可能となるなど、より簡単・便利に確定申告をしていただけるものとなっております。

このため、貴会におかれましては、自宅からの e-Tax を利用した申告の更なる推進に向けて、別添2 及び別添3 を活用するなどして、本取組の趣旨・内容について御理解をいただきますとともに、会員各位からその従業員等の皆様へ周知していただきますよう御協力をお願い申し上げます。

別添2 「確定申告はマイナンバーカードと e-Tax でさらに便利！」
(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r5_smart_shinkoku/pdf/01.pdf)

別添3 「マイナンバーカード×マイナポータルと連携 確定申告書に自動入力」
(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r5_smart_shinkoku/pdf/03.pdf)

2. マイナポータル連携等を活用した年末調整の推進

年末調整については、令和5年10月から新たに小規模企業共済等掛金の控除証明書がデータで提出が可能となります。これをもって年末調整手続で添付が必要となる主な証明書(※)は全てデータで提出ができることとなり、一連の「年末調整手続の電子化」が可能となっております。

「年末調整手続の電子化」により、従業員等は控除額の計算が不要となり、勤務先としては、添付書類等の確認や控除額の検算に要していた事務が軽減されるほか、書類の保管コストの削減が見込まれるなど、勤務先・従業員双方の年末調整に係る事務負担の軽減につながります。

このため、貴会におかれましては、国税庁が無償で提供している「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」(年調ソフト)などを活用した「年末調整手続の電子化」について、別添4なども用いて傘下の会員各位に対して周知いただきますよう御協力をお願い申し上げます。

※ 主な証明書：生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、国民年金及び国民年金基金に係る社会保険料控除証明書、小規模企業共済等掛金控除証明書、住宅借入金等特別控除証明書、年末残高等証明書

別添4 「年末調整手続の電子化 e-年調 ～もう書類は必要ありません～」
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/pdf/0022007-120.pdf>)

【本件の問合先】

国税庁長官官房デジタル化・業務改革室

課長補佐 小林

hidekazu.kobayashi@nta.go.jp

D X戦略係長 三輪

kazuhei.miwa@nta.go.jp

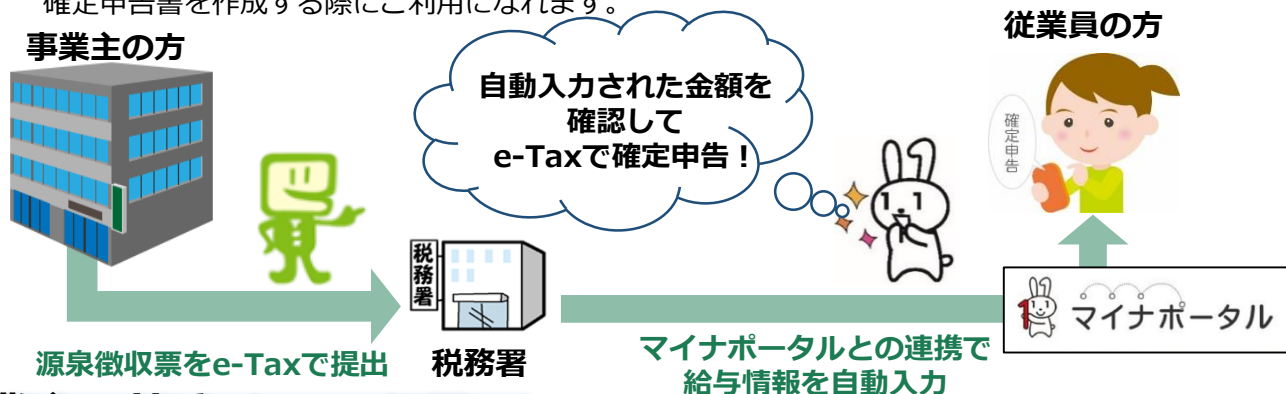
D X推進第一係長 丹沢

tatsuto.tanzawa@nta.go.jp

事業主の皆さまへ！ 給与所得の源泉徴収票を e-Taxで提出すると… 従業員の方の 確定申告がさらに簡単に！！

事業主の皆さまが、
給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出することで、
従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、
給与所得の情報が自動で入力されるようになります！

※令和6年1月以降に提出する給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が対象です。
※従業員の方が令和6年2月上旬以降に国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で
確定申告書を作成する際にご利用になれます。



事業主の皆さまへのお願い

Point ①

事業主の皆さまからe-Taxで提出された給与の源泉徴収票が自動入力の対象となります。

Point ②

税務署への給与の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、500万円以下の給与に係る源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象となります。

Point ③

給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。

！ 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。



e-Taxソフト（WEB版）で源泉徴収票を提出できます！

！ e-Taxソフト（WEB版）の利用方法について、詳しくは裏面をご覧ください。

e-Taxソフト（WEB版）のご利用方法

STEP ① e-Taxソフト（WEB版）へアクセス

- ① e-Taxホームページにアクセス
(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)
- ② 右上部「各ソフト・コーナー」をクリック
- ③ 「e-Taxソフト（WEB版）」をクリック
または

e-tax web ログイン



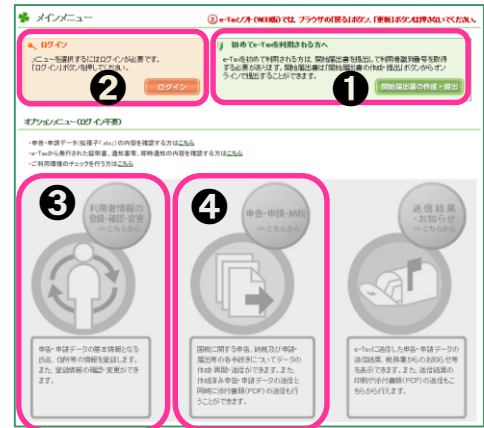
STEP ② 事前準備

e-Taxを初めて利用する方は、①から開始届出書の作成・提出を行ってください。

既にe-Taxをご利用の方は、②からログインします。

③で利用者情報の登録等を行い、④で給与所得の源泉徴収票の作成を行います（e-Taxソフト（WEB版）を初めて利用する場合のみ、③の手続が必要です。）。

※事前準備の案内動画はこちら



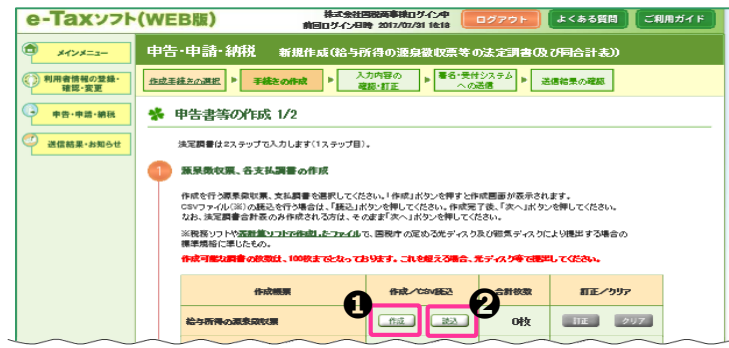
STEP ③ 源泉徴収票の作成・提出

【1件別に入力する】

源泉徴収票を1件別に入力する場合は、①をクリックします。

【CSVファイルを読み込む】

表計算ソフトや会計ソフトで作成したCSVファイルを読み込む場合は、②をクリックします。



！ 源泉徴収票が所定の件数を超える場合は、分割して送信してください。

源泉徴収票の作成後に、法定調書合計表を作成したら、後は、電子証明書で電子署名を付与して送信！

！ 電子証明書は、個人の事業主の方はマイナンバーカードをご利用いただけます。法人の場合は、法人の電子証明書が必要ですが、代表者の方のマイナンバーカードもご利用いただけます。

eLTAXで市区町村と税務署へ一括して作成・送信也可

市区町村に提出する給与支払報告書をeLTAXの作成ソフトPCdesk（対応税務ソフトを含みます。）を利用して作成・提出している場合は、税務署に提出する源泉徴収票のデータも同時に作成し、一括して送信することができます。

(eLTAXホームページ)



確定申告は

マイナンバーカード×e-Tax

でさらに便利！

- ✓ スマホやパソコンで
- ✓ 「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成して
- ✓ マイナンバーカードを使ってe-Taxで提出♪

◆ 確定申告書等作成コーナーを利用すると…

自動計算で確定申告書を作成！

画面の案内に沿って金額等を入力するだけで作成完了



作成コーナー



注目！

◆ さらに、マイナンバーカードを利用すると…

マイナポータル連携で自動入力



控除証明書等のデータを自動入力できるので、集計や入力の手間が不要

※ご利用には事前準備が必要です。証明書等のデータが自動入力できるようになるまで一定の時間がかかりますので、確定申告前にお早目のご準備をお願いします。

マイナポータル連携について詳しくはこちら

e-Taxの5つのメリット

令和4年分の確定申告をした方のうち、
3人に2人が
e-Taxで申告しています！

税務署への持参
不要



印刷・郵送代
不要



添付書類
提出不要
※一部の書類は除きます



確定申告期間
24時間利用可能
※メンテナンス時間を除きます



早期還付
(3週間程度で還付)



書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付



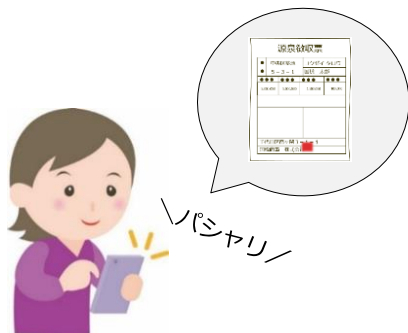
国税庁 法人番号7000012050002

裏面もご確認ください

～ 確定申告書等作成コーナーの便利な機能～

スマホ申告をご利用の方は…

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力



源泉徴収票の
記載内容を
自動入力！

e-Taxをご利用の方は…

パソコン・スマホ申告は
ICカードリーダーライターが不要です



マイナポータルアプリを
インストールするだけ！

次の2つでe-Tax送信できます



マイナンバーカード



マイナンバーカード
読取対応のスマホ

スマホやパソコンから…

- 青色申告決算書・収支内訳書も作成できます
- 消費税の申告にも対応しています

「簡易課税制度」又は「2割特例※」を適用される方は、売上（収入）金額等の入力だけで税額等が自動計算されます。

※インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になられた方について、売上税額の2割を消費税の納税額とすることができる特例です



～困ったときはこちらで解決～

動画で見る確定申告

申告書の作成方法などを動画でご案内！



- ・ 医療費控除
- ・ 住宅ローン控除
- ・ マイナポータル連携
など

確定申告 動画



チャットボット

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」が回答！



税務職員ふたば

マイナンバーカード × マイナポータルと連携 確定申告書に自動入力

ご利用のメリット！

マイナンバーカードを利用して、マイナポータル経由で、申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できます（マイナポータル連携）。控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要で大変便利です♪

Before

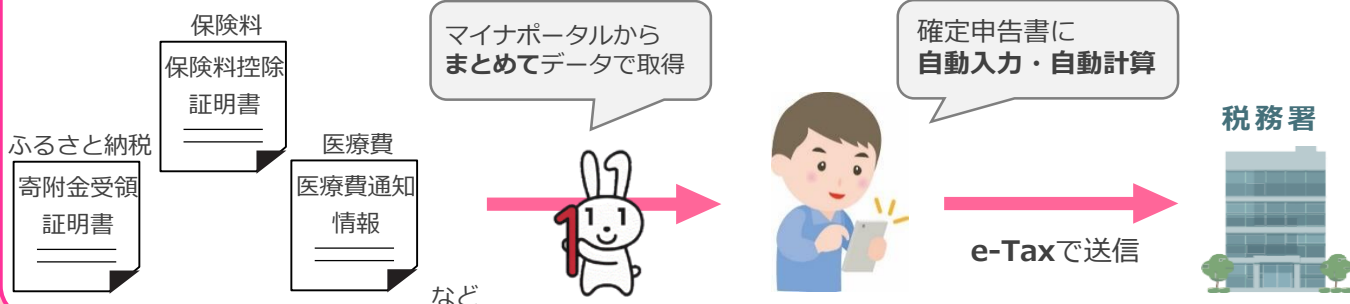
書面の控除証明書等を・・・

- ✓ 収集して管理・保管
- ✓ 1件ずつ確認して入力
- ✓ 書面で提出

After

全部データで完結するから・・・

- ✓ 書面の管理・保管が不要
- ✓ 申告書に自動入力
- ✓ e-Taxでデータ送信



令和6年1月以降の対象はこちら！

収入関係

NEW

給与所得の源泉徴収票※

公的年金等の源泉徴収票

株式の特定口座



控除関係

医療費・ふるさと納税

生命保険・地震保険

NEW 社会保険(国民年金保険料、国民年金基金掛金)

NEW iDeCo・NEW 小規模企業共済掛金

住宅ローン控除関係

※「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先（給与等の支払者）が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していることが必要です（「年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの」などの提出要件があります。）。

マイナポータル連携を利用するための準備は裏面をご確認ください

～マイナポータル連携に係る事前準備等のご案内～

マイナポータル連携について詳しくはこちら！

国税庁HPの「**マイナポータル連携特設ページ**」をご確認ください。



マイナポータル連携を利用するには？

マイナポータル連携をご利用いただくためには、マイナポータルの利用者登録やマイナポータルとe-Taxを連携するなどの**事前準備が必要**です。

事前準備の詳細は、国税庁HPの「**マイナポータル連携を利用するまでに行う事前準備**」をご確認ください。

事前準備の詳細はこちらから



！ 事前準備には、以下のものがが必要です。

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダーライター）



！ 事前準備はお早めに！

事前準備を行った後、実際に証明書等のデータを取得できるようになるまで数日を要する場合があります。確定申告前にお早めのご準備をお願いします。（マイナンバーカードの取得もお早めに！）

！ 「給与所得の源泉徴収票」情報の自動入力について

「給与所得の源泉徴収票」の情報を自動入力するためには、マイナポータル連携に係る事前準備のほか、e-Taxのマイページで情報の取得を希望する旨の登録等が必要です。

詳しくは国税庁HPの特設ページをご覧ください。

特設ページはこちらから



確定申告書の作成

事前準備が完了したら、国税庁HPの「**確定申告書等作成コーナー**」から、**マイナンバーカードを使ってe-Tax！**マイナポータル連携を利用して確定申告書を作成できます！

作成コーナー



確定申告書等作成
コーナーはこちらから



いいね！

イ ー ネンチョウ

e-年調

～もう書類は必要ありません～

年末調整 手続の電子化

年末調整手続の電子化とは・・・

給与所得者（従業員）が給与等の支払者（勤務先）に提出する年末調整に関する申告書をデータにより提出することを言います。控除証明書等もデータにより提出することができます。

手続きの流れ（かんたん3ステップ）



※ 控除証明書のデータは、当該控除証明書の発行主体から取得してください。
年末調整電子化は、勤務先による受け入れ環境の整備が必須となります。環境が整備されているかは、事前に勤務先にご確認ください。

電子化のメリット

従業員にとって

- ①マイナポータルを利用して控除証明書を1回の操作でまとめて取得！
- ②控除証明書が申告書に自動転記！
- ③申告書の控除額はソフトで自動計算！
- ④紙での手続き（作成・提出）が不要！

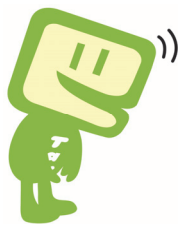
勤務先にとって

- ①申告書様式の入手や配布が不要！
- ②従業員から提出された申告書の控除額や添付書類の確認作業が削減！
- ③提出された申告書の給与システムへの手入力が不要！
- ④申告書（紙）の保管場所が不要！

国税庁では「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」（年調ソフト）を無償で提供しています。

本リーフレットに関する詳細は国税庁ホームページ「年末調整手続の電子化に向けた取組について」をご確認ください。<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>





従業員の方へe-Taxによる 確定申告の周知をお願いします

税務行政につきましては、日頃からご理解とご協力いただきありがとうございます。

国税庁では税務署に出向かなくても自宅から確定申告ができる、e-Taxの普及に努めています。

従業員の方が医療費控除やふるさと納税などで確定申告される際は、ぜひ自宅からのe-Taxをご利用いただくよう、下記の事項について、従業員用のポータルサイトへの掲載やメールによる周知、食堂等の従業員が集まる場所への掲示等を行っていただきますようお願い申し上げます。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/pdf/0022007-120.pdf>

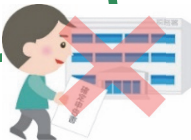
さあ、自宅でe-Tax !!

e-Taxの 5つのメリット



←自宅からのe-Taxの
詳細はこちら

税務署への持参
不要



印刷・郵送代
不要



添付書類
提出不要
※一部の書類は除きます



確定申告期間
24時間利用可能
※メンテナンス時間を除きます

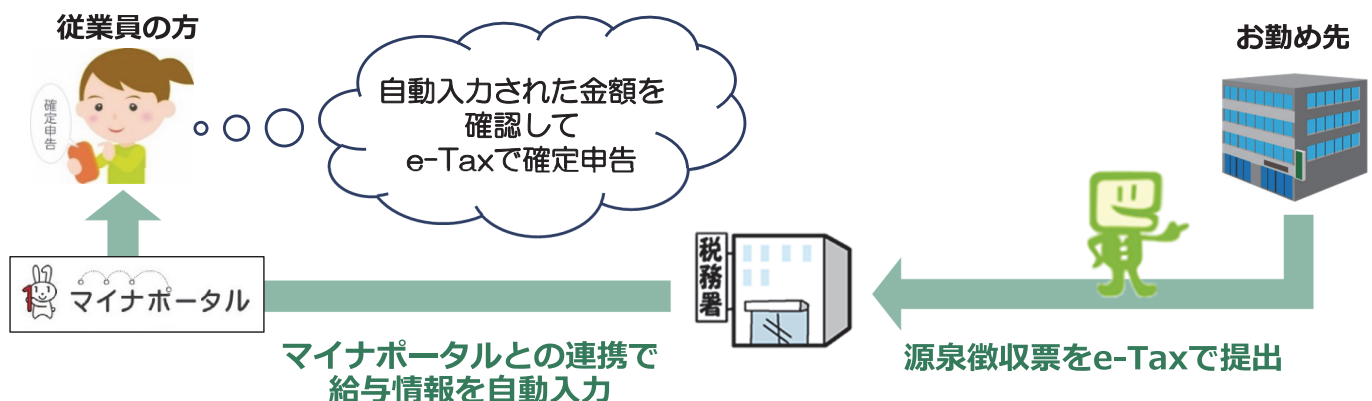
早期還付
(3週間程度で還付)



書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

給与所得の確定申告がさらに簡単に !!

令和5年分以降の確定申告において、マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、マイナポータルと連携することにより、お勤め先から税務署にe-Taxで提出された給与所得の源泉徴収票の情報を、確定申告書の該当項目に自動で入力できるようになります。



確定申告に必要な書類や申告手順など、確定申告に関する様々な情報を国税庁ホームページの「確定申告特集ページ」に掲載しています。



国税庁 (法人番号7000012050002)